

## 第5回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成30年11月26日(月)午後2時～午後3時35分

2 開催場所 有家庁舎2階会議室

3 出席委員

(農業委員)

1番 水田 勇	3番 林田康德	4番 山下勝也	5番 松川 正
6番 寺田健蔵	7番 植木健太郎	8番 永池弘美	9番 岡本敬一
10番 平 光正	12番 岩永豊一	13番 山口繁富	14番 長橋世紀
15番 太田香代子	16番 多比良豊徳	17番 山本幸彦	18番 中野裕二

(会長) 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番 大平幸博	20番 北岡新市	21番 内田一郎	22番 本多利任
23番 中村修治	25番 井村秀裕	27番 本村龍次	28番 寺田秀則
29番 田浦康智	30番 末吉秀明	31番 伊藤忠雄	32番 田中八郎
35番 松尾和昭	36番 荒木登司郎	37番 岡田裕弥	38番 神崎好史
39番 中村康弘	40番 原田久也	41番 野原重光	42番 楠田耕三
43番 寺田俊秀	44番 末續公徳	45番 宮崎 努	46番 木下勝徳
47番 宮崎陽一	48番 相良栄一郎		

4 欠席委員

(農業委員)

2番 竹下正廣 11番 小川一英

(農地利用最適化推進委員)

24番 井村正則 26番 太田義基 33番 相川 徳 34番 山口俊一

5 議事録署名委員 9番 岡本敬一 12番 岩永豊一

6 事務局出席者 綾部洋一 森 貴之 松本誠也 本多 守 山口梨沙

[ 日 程 ]

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第23号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について  
議案第24号 南島原市農業振興地域整備計画に係る協議について

事務局（〇〇） 皆さんこんにちは。開会前に新しい農地利用最適化推進委員をご紹介します。南有馬地区担当の35番松尾和昭委員です。もう一人の北有馬地区の26番太田義基委員さんですが、本日都合により欠席です。お二人の任期につきましては、今年1日から皆さんと同じ2021年7月までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、2番竹下委員、11番小川委員、24番井村委員、26番太田委員、33番相川委員、34番山口委員から欠席の届けがあっております。少しおくれるとの連絡が、5番松川委員、10番平委員、43番寺田委員からあっております。出席農業委員は過半数に達しておりますので、総会は成立いたしております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を行いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第5回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

新しく推進委員となられました太田委員、松尾委員におかれましては、農地等の適正化推進を初め、本市農業の発展のためにご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

皆様ご承知の方も多いと思いますが、このたび、秋の褒章におきまして、松川正委員が黄綬褒章を受賞されました。誠にめでたうございます。松川委員におかれましては、県内のハウスみかん栽培の産地の発展の礎を築かれるなど、本件の農業発展に寄与され、功績が評価されたものと伺っております。松川委員の受賞は、本市農業委員会においても大変な名誉なことであると思っております。

また、今年11日に行われました南島原市表彰式におきましては、林田康徳委員、寺田健蔵委員並びに太田義基委員が表彰を受けられました。表彰を受けられました皆様に、これまでのご功労に対しまして改めて敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

また、今年15・16日に実施しました視察研修に参加いただいた委員の皆さん、大変お疲れさまでした。16名と若干少ない参加でありましたが、大分市宗方地区の農業法人の活動等について大変熱心に研修をしていただきました。今回の研修視察の報告を、17番山本委員にお願いしておりますので、議案終了後をお願いしたいと思います。

本日は、ご案内のとおり総会終了後、農地利用最適化に関する研修を予定しており、長崎県農業振興公社の加藤事務局長、長崎県土地改良事業団連合会の松尾副会長に、または長崎県農業会議の内藤課長補佐についてご講演をいただくことになっておりますので、長時間にわたると思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局長から委員19名中、本日の欠席2名と、そして2名の方が若干おけると報告があり、総会に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に9番岡本委員、12番岩永委員を指名し、ただいまから審議の議案に入らせていただきます。

それでは、**議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 失礼いたします。

2ページをお願いします。

(議案第20号 番号1～8を朗読)

なお、5番及び7番、8番について営農計画書が提出されており、3ページでございます。

また、7番から8番の譲受人について、農地所有適格法人の要件を満たしております。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですけれども、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいとなっておりますので、1番から3番は深江の案件であります、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 4番、5番は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 6番に関しては有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 7番、8番は口之津の案件ですけれども、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 全体を通して何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) 4ページをお願いします。

1番、長崎市、〇〇さんから口之津町〇〇、〇〇さんへ、布津町〇〇、畑、畑、429㎡、転用の目的、太陽光発電施設用地、申請地を譲り受けて太陽光発電施設(23.6kW)を設置したい、権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久、農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であり、第2種農地であると思われま。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は96枚、高さは1.3m、設置面積は170.94㎡、周囲にはフェンスを設置されます。雨水は敷地内浸透のため、主要部へ集水されるよう、集められるよう緩やかな勾配をつけられます。西側は宅地、北側は山林化している畑、東側は畑、南側は市道となっております。資金については自己資金と借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

11月21日、午前9時より、〇〇の〇〇委員、それから〇〇の〇〇委員、それと事務局3名で現地の確認に行ってきました。

太陽光施設ができるということで、現状は、もう切土、盛土等はせずに、現状で取りつけをされると。雨水については、説明がありましたように中央部に寄せて自然浸透ということで、何も問題ないだろうというふうに見てまいりました。

場所ですが、場所は〇〇の〇〇、〇〇ですね。〇〇より直線距離で300mぐらい山手に入ったところでございます。周りも畑という畑が東側に1枚隣接しておりますけれども、問題ないというふうに見てまいりましたが、皆さんの協議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員、何かご意見ありませんか。  
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

異議ありません。

議長 はい。ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (〇〇) 5ページをお願いします。

2番、西有家町〇〇、〇〇さんから、深江町〇〇、〇〇さんへ、布津町〇〇、田、田、1、438㎡、転用の目的、賃貸アパート、申請地を母から譲り受けて賃貸アパート5戸を建設したい、権利の内容、贈与、時期、許可日、期間、永久、農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると思われます。転用目的の賃貸アパートですが、木造2階建てで、1棟当たりの建築面積が39.74㎡、最高の高さが7.74mとなります。中心に5m幅の通路をつくり、それを挟んで建築されます。申請地を国道より若干高くするため盛土をして、周囲は土留め工事及び防護柵を設けられます。北側、西側は宅地、東側は水路を挟んで市道、南側は水路を挟んで国道です。雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理され、水路放流となります。資金については自己資金と借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

同じく21日、午前9時20分ごろより現地の確認に行きました。〇〇の〇〇委員さん、それから〇〇の〇〇委員さん、それに事務局3名で見てまいりました。

場所は、〇〇のちょっと先のほうに〇〇という〇〇がありますけれども、それから〇〇寄りに50mぐらいのところ。その今赤で囲んである隣には、〇〇ですね。〇〇があるところです。

ここも盛土、切り土等が最高で80cmぐらいの盛土・切土をするということで、ほとんど現状と変わらないような状態だろうと思います。周りが水路等で、排水等も十分きれいにとれると思いますので、何の問題もないと思いますが、皆さん方の協議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員、ご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員の意見のとおりです。異議ありません。

議長 この申請地の周辺は、もう農地はないということですね。

〇〇番〇〇委員 農地は、今、水路を挟んで道路が、道路を挟んで1枚農地はあるんですけども、その農地の横にはアパートが建っていますので、もうまず農地に影をうつとかそういうのは全くないと思いますので、問題ないと思います。

議長 道路を挟んで農地ですね。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 わかりました。

ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 6ページをお願いいたします。

3番、千葉県、〇〇さんから布津町〇〇、〇〇へ、有家町〇〇、田、田、832㎡、転用の目的、学校用地、申請地を譲り受けて、園庭運動場として利用したい、権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久、農振内農用地外です。

〇〇氏(譲渡人)の所有の土地(同411の3、雑種地、34㎡、それと412の2、山林、532㎡)を同時に譲り受けて一体利用ということで申請が上がっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満であり、第2種農地であると思われます。申請地は、転用者の学園用地に隣接しております。道路側の雑種地と一体に除草、敷きならしを行い、土の運動場として利用されます。山林部分は不要な木を伐採し、除草、整地し、子供たちが自然木で体を動かされるようなエリアにされるということです。隣接農地は一段高く、北西側にありますけれども、建築物の計画もなく、影響はないものと思われます。東南側は学校用地で、既存の擁壁になっており、南西の道路側には土留めと防止のための擁壁を新設されます。山林側は下り傾斜のため境界に土留めを施工されます。資金については自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員さんと〇〇推進委員、事務局と申請人立ち会いのもと、検分を行いました。ここに写真にありますとおり、別に問題なしと見てきました。以上、報告いたします。

議長 場所等の説明をお願いします。

〇〇番〇〇委員 場所とか何とか言わんとですね。

〇〇から〇〇より入りまして、300mぐらいですかね。目標としては、何病院ですかね、あそこは。〇〇さん。病院、何じゃったかな。

議長 〇〇病院。

〇〇番〇〇委員 〇〇病院ですね。もう一番わかりやすいのは、一応〇〇としてもう30年ぐらいですかね、〇〇のもうすぐ、運動場ですかね。運動場と校舎ですかね。もうすぐ横です。一面になったような写真を今見ていただいておりますように、一面になっていて、排水とか日照権とか、

その辺の問題もないかと見てきましたけれども、私、初めてですので、〇〇委員さんたちの説明を聞きながら、一応問題なし、先ほど報告しましたとおり問題ないだろうと私の判断でしてきましたので、うちの〇〇推進委員がある程度その辺の専門ですので、その辺も注意して見ていただいたと思っております。以上です。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員から、何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇でございます。

今、説明のとおりで、第2グラウンドとして利用されるということで、現況とほとんど変わらないかと思えます。付近に与える農地に対する影響はないものと思われまますので、報告いたします。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達をいたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 7ページをお願いします。

4番、南有馬町〇〇、〇〇さんから有家町〇〇、〇〇へ、有家町〇〇、田、田、633㎡外1筆、2筆合計652㎡、転用の目的、医療施設用地、申請地を譲り受けて、現在の歯科医療施設の造築と駐車スペースを拡充したい、権利の内容、賃借権、時期、許可あり次第、期間、30年間、農振内農用地外です。

造築面積72.9㎡のうち、申請地に係る部分は26.41㎡、駐車場は14台分から28台分へ増数となります。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇が存在するであり、第3種農地であると思われまます。患者数の増加により歯科衛生士等スタッフの増数、治療スペースの増数、駐車スペースの増数が必要になり申請されております。造築内容は診療スペースが3カ所、リカバリー室、カウンセリングコーナー、スタッフ室を各1カ所となっております。現敷地や西側道路の高さを考え、盛土を30から80cmされます。周辺部はコンクリート擁壁とフェンス設置、駐車場敷地はアスファルト舗装で、西側、南側に雨水側溝を設置し、現在利用中と同じ水路へ接続されます。増設は西側ですので、南東側の農地に日照等影響はないものと思われまます。資金については借入金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 ただいま事務局より報告がありましたとおり、21日の10時ということで参りましたが、少し早目でしたので、立会人、申請人が少しおくれて来られましたので、その前、事務局より事前説明を受けながら現地を見て、ほとんど問題なしと認めましたので、以上、報告をいたします。

あと、言わないといけないですね。〇〇委員と〇〇推進委員、事務局と見てまいりました。以上です。

議 長 場所も。

〇〇番〇〇委員 場所。場所は事務局が今言いましたけれども、場所は、国道から〇〇の大体玄関道路

になるということでモニュメントが建っておりますので、〇〇から〇〇に向けて。そこを上って100mはないですかね、50mぐらいの左側のところでございます。その上に〇〇というのがありますから、その下でございます。場所はそういうことで、いいですかね、それで。

議長 はい。

〇〇番〇〇委員 以上です。

議長 現地調査委員からの報告がありましたが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員言われたとおり、問題なしと思われます。増設とか、あるいは増数に伴う敷地の広さについては、既存の排水路に流出されるということで、問題なしと考えております。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達をいたします。

次に、**議案第22号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。  
事務局(〇〇) 今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が51件で8万8,712㎡、使用貸借権が3件で2,394㎡、所有権移転が17件で4万3,637㎡となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、賃借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。

8ページ、お願いいたします。

(議案第22号 賃貸借権 番号1～2新規設定、使用貸借権 番号52～54新規設定、所有権 番号55～71を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。失礼いたしました。

議長 ただいまの説明に対してご意見を聞きたいところではありますが、5番、7番、57番、64番に対しては委員さんの案件でありますので、その分を除いて皆さんから何かご意見等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ないようでしたら、5番の案件に移りたいと思っておりますので、〇〇委員さんの除斥をお願いいたします。

〇〇番〇〇委員さんの除斥をお願いします。〇〇さんの案件ですね。

—— 〇〇番 〇〇委員退席 ——

議長 5番に関しての意見をお聞きしたいと思っておりますが、何かご質問等ありますか。

(「ございません」との声)

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇さんの入席をお願いします。

—— 〇〇番 〇〇委員着席 ——

議長 続きまして、7番に関しての審議をしたいと思っておりますので、〇〇番〇〇委員の除斥をお願いい

たします。

—— ○○番 ○○委員退席 ——

議 長 7 番に対して、皆さん、何かご意見等ありませんか。

○○番、○○委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

これ、再設定になっておりますけれども、委員さんとか推進委員さんになれば、再設定でも審議の必要性のあれが出てくるわけなんですか。

議 長 はい、新規でも、再設定でもですね。期限が来ておりますので。

○○番○○委員 いや、期限が来ておりますけれども、農業委員さんとか推進委員さんになれば、どちらも審議がされるようになるわけですか。

事務局(○○) 読み上げをしないというだけですので。

議 長 再設定は割愛しておりますので。

○○番○○委員 はい、わかりました。

議 長 よろしいでしょうか、はい。

ほか、意見ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 では、○○番○○委員の入席をお願いします。

—— ○○番 ○○委員着席 ——

議 長 次に、57番について審議したいと思います。

○○番○○委員の除斥をお願いします。

—— ○○番 ○○委員退席 ——

議 長 57番について審議したいと思います。何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ありませんね。

では、入席をお願いします。

—— ○○番 ○○委員着席 ——

議 長 次に、64番について審議したいと思いますので、○○番○○委員、除斥をお願いします。

—— ○○番 ○○委員退席 ——

議 長 それでは、64番について審議をいたしたいと思いますが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 では、○○委員の入席をお願いします。

—— ○○番 ○○委員着席 ——

議 長 全体を通してご意見がありませんので、議案第22号農地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議ないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第23号 農用地利用配分計画(案)**にかかる意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) 配分計画ですけれども、前回までの総会で協議していただいた集積計画の決定分のものになりますので、読み上げは省略させていただきます。以上でございます。



議 長 この件に関して、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告をいたします。

次に、**議案第24号 南島原市農業振興地域整備計画に係る協議について** 農林のほうから、一応、事務局から説明します。

事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) 失礼いたします。

議案第24号ですけれども、平成30年11月14日付30南農林第961号で南島原市農業振興地域整備計画に係る協議についてということで、農業委員会のほうに市長のほうから意見を求められております。その農業振興地域整備計画の今回この審議していただきますのは、5年に1度の全体見直し分の計画変更について意見を求められているというところになります。

こちらのほうなんですけれども、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会から意見を求めるようにと規定されておりますので、それに基づいて意見が求められているところになります。

詳細につきましては、農林課の〇〇のほうから説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、農業振興地域の全体見直しについて、農林課の説明をお願いしたいと思います。

農林課(〇〇) 農林課で農業振興地域の担当をしております〇〇と言います。よろしく願いいたします。

南島原市では、平成25年の5月に農業振興地域の策定をいたしまして、今年でもう5年ということで、5年に1度の見直しの時期になっております。見直しをするに当たりまして、今年の2月ぐらいだったかなと思うんですが、農業委員会のほうで周辺部の山とかをまとめて外しますということでお諮りをしておいて、今回、県と協議が整いましたので、今回改めて農業委員会のほうで意見をお願いしたいと思います。

具体的には、お手元の資料の3番であるように、編入が0.32ha。これは基盤整備予定地の編入になります。

事務局(〇〇) 19ページです。お願いします。19ページの3番です。

農林課(〇〇) 除外については、山林化しているところ及び具体的な計画のあるところで、合計して191.37ha。地積調査の変動により33haの増となっております。

一応、具体的な地番については、一応、ちょっとこれだけボリュームがありますので、旧町ごとに見てもらいたいかなと思っております。以上です。

議 長 それでは、まず、見直しに伴う除外・編入については、地区別に地図が製作されておりますので、地区別に分かれて確認をお願いしたいと思います。地区別協議会をするために、只今から、今、後ろの時計で3時5分まで地区別協議会をしてもらいたいと思います。地図を見てもらうんですね。そういう形で、各地区に分かれて地図を見ていただきたいわけですね。3時5分までお願いします。

(休憩)

議 長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

地区ごとに確認の結果を報告していただきますけれども、深江の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 深江は、ちょうど基盤整備が終わってしまって、してないところが残っとる所があるとです。そこが山になっておる。

議 長 山のところが除外されておると思いますので。よろしいでしょうか、それで。  
(「はい」の声)

議 長 布津の委員さん、いかがですか。  
(「はい、除外してもらえば結構です」の声)

議 長 異議ありませんか。はい。  
有家の委員さん、いかがですか。  
(「はい」との声)

議 長 よろしいですか。  
西有家の委員さん、いかがでしょうか。  
(「異議なし。除外してください」との声)

議 長 北有馬の委員さん、いかがですか。  
(「異議なしです」との声)

議 長 よろしいですか。  
南有馬の委員さん、いかがですか。  
(「異議ありません」との声)

議 長 口之津の委員さん、いかがですか。

〇〇番〇〇委員 みんな泥を張ってあったようですが、何カ所かはきれいに畑がある横とかがありまして、そういうところはちょっと無理かなというところが何点かありましたので、除外していい分には丸をつけておりますので、すみませんがよろしくお願いします。

議 長 加津佐の委員さん、いかがですか。  
(「異議ありません」との声)

議 長 口之津に関しては、そういう意見があったということという意見を付して、変更に妥当かという意見を報告してよろしいでしょうかね。  
(「異議なし」との声)

議 長 では、異議がないようですので、南島原市農業振興地域整備計画の変更は妥当として、口之津の意見を付して報告をいたします。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

この全体見直しが一応終わったわけなんですよね。今後、農振地域からの除外受付は今から申請してもよろしいのでしょうか。

議 長 事務局。  
はい、農林。

農林課(〇〇) 今、見直しのまだ途中になります。途中です。今の段階が、県と一応こういうところは外したいということで事前に県と協議して、それやったらオーケーですよと、外しても問題ないですよと県がある程度の同意はとれています。この今回同意がとれたので、農業委員会、あと農協、改良区、森林組合、各団体の意見をとりあえず聴取して、それで最終的にもう各団体からも異議ありませんでしたということで県にこういうふうに上げます。上げて、県が問題ないですよということであれば、今度、実際の、普通の除外と同じように、1カ月間、おおむね30日間の公告の後、15日間の異議申し立て期間を経て、何もなければ今度は正式に県にもうこれでいき

ますということで上げて、それで同意があつて初めて除外の完了になります。手続の。ですので、今回、各ほかの団体も今月末までをお願いしますということでお願いして、県と協議、その前に農振協という南島原市の協議会のほうに諮るのもあるんですけども。ですので、最低でも2カ月ぐらい。ですので、1月ぐらいにできれば早くなるのかなと。早くて、次の受け付けが。

〇〇番〇〇委員 早くて1月ぐらい。

農林課(〇〇) はい。

〇〇番〇〇委員 はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 ないようでしたら、そういう形で、ひとつよろしく。

はい、どうもお疲れさまでした。

以上で議案の審議を終了させていただきます。